

## 福島労働局【任期付任用職員】募集要項

福島労働局では、民間企業等において助成金又は雇用保険に関する業務の経験を有し、仕事への意欲のある方を募集します。

### 1 職種

福島労働局及び公共職業安定所（ハローワーク）の一般職員

### 2 業務内容

福島労働局における助成金に関する業務及び公共職業安定所（ハローワーク）における雇用保険に関する業務

#### （1）助成金に関する主な業務

- 人材開発支援助成金等の審査に関する業務
- その他助成金に関する業務

#### （2）雇用保険に関する主な業務

- 窓口での雇用保険の給付関係業務
- その他雇用保険に関する業務

### 3 募集人員

2名（助成金業務1名、雇用保険業務1名）

### 4 応募資格

#### （1）以下の条件を満たす方

事業主、被保険者及び受給資格者等に対する助成金又は雇用保険に関する事務を的確に行うために必要な知識、経験を有する者で、次に掲げるいずれかの条件を満たす者

- ① 社会保険労務士の資格を有する者※1
- ② 大学を卒業し、民間企業等において3年以上の職務経験を有し、かつ、1年以上雇用保険関係業務又は求人・助成金関係業務に従事した経験を有する者
- ③ 高等学校を卒業し、民間企業等において8年以上の職務経験を有し、かつ、4年以上雇用保険関係業務又は求人・助成金関係業務に従事した経験を有する者
- ④ 上記②又は③に準ずると労働局長が認めた者※2

※1　社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の2第2項の規定に基づき、事務所の名称等の登録等を行っている社会保険労務士（いわゆる「開業社会保険労務士」）

については、採用されますと国家公務員法第103条（私企業からの隔離）の規定に抵触することとなります。つきましては、採用内定後に社会保険労務士法第14条の2第3項に規定される「勤務社会保険労務士」に、同法第14条の4の規定に基づき変更登録を行っていただくこととなりますのでご注意ください。

※2 民間企業等における職務経験がそれぞれ3年又は8年未満であっても、雇用保険業務又は助成金関係業務に従事した経験がそれぞれ1年又は4年以上の者については、レポートを受け付けるものとし、レポートの評価が相対的に高い者については、福島労働局長が応募資格②又は③に準ずる者として認めるものとします。

## (2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（採用予定日において満62歳に達している方）

## 5 採用方法

採用については人事院規則8-12第18条第1項第10号の規定に基づき、任期については人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づき、選考採用により常勤の国家公務員として任期を定めた採用となります。

なお、任期は令和8年3月末日までとなります。

## 6 採用日

令和7年6月1日（日）を予定しています。

## 7 勤務地

福島労働局職業安定部職業対策課（福島市花園町）1名（助成金関係業務）  
ハローワーク郡山（郡山市方八町） 1名（雇用保険給付課）

## 8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

## 9 身分及び待遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

## 10 応募方法

### (1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、応募資格（「4応募資格（1）」に示す①から④のいずれかを備考欄にお書きください）、学歴、職歴（雇用保険関係業務又は助成金関係業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格（応募資格①で応募される方は、社会保険労務士証票、特定社会保険労務士証票又は合格証書の写しを添付してください）等の事項について、詳細に記載してください。

### (2) レポートの提出

次の課題について、1000～2000字程度のレポートを作成してください。  
様式は、ワープロソフトを使用する場合はA4縦の用紙に横書き、手書きの場合は原稿用紙とします。

#### <レポートの課題>

「避難指示解除による帰還者への支援や、復旧・復興関連の人材確保・育成等の困難な課題があるなかで、これまでの業務経験を、ハローワークでの業務にどのように活かせるか」

### (3) 応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、福島労働局総務部総務課募集担当あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外

に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

なお、雇用保険を受給している方は必ずハローワークの紹介を受けてください。

## 11 応募期限

令和7年4月11日（金）

応募書類は当日の消印有効（持参の場合は当日17：00まで）とします。

## 12 選考方法

### 【第1次選考】

(選考内容)

レポートによる書類審査

(選考通過者発表)

令和7年4月15日（火）予定

※通過したか否かに問わらず全員に通知します。また、第1次選考通過者につきましては、第2次選考の面接時間設定のため、電話連絡もさせていただきます。

### 【第2次選考】

(論文試験及び人物試験（個別面接）)

小論文試験（30分間）による審査（雇用保険又は助成金に関する知識を問います。）

人物試験による審査

試験日は令和7年4月21日（月）及び4月22日（火）で実施予定。

（詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

(合格者発表)

令和7年5月12日（月）予定

※合否に問わらず第2次選考の対象者に通知します。

## 13 応募等に関する照会先

福島労働局総務部総務課人事係

住所 〒960-8513 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁  
舎4階

電話 024-536-4617

(別紙)

### 給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（183,500円～308,500円程度。一般的な例）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。  
扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等  
住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円  
通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高150,000円）  
期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・1年間に俸給等の約4,60か月分（令和6年度実績）